

## 公判記録の閲覧及び謄写の範囲の拡大〔諮問事項第二〕関係

○ 犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成十二年法律第七十五号）（抄）

（公判記録の閲覧及び謄写）

第三条 刑事被告事件の係属する裁判所は、第一回の公判期日後当該被告事件の終結までの間に  
おいて、当該被告事件の被害者等若しくは当該被害者の法定代理人又はこれらの者から委託を受けた弁護士から、当該被告事件の訴訟記録の閲覧又は謄写の申出があるときは、検察官及び被告人又は弁護人の意見を聴き、当該被害者等の損害賠償請求権の行使のために必要があると認める場合その他正当な理由がある場合であつて、犯罪の性質、審理の状況その他の事情を考慮して相当と認めるときは、申出をした者にそ

の閲覧又は謄写をさせることができる。

2 裁判所は、前項の規定により謄写をさせる場合において、謄写した訴訟記録の使用目的を制限し、その他適当と認める条件を付することができる。

3 第一項の規定により訴訟記録を閲覧し又は謄写した者は、閲覧又は謄写により知り得た事項を用いるに当たり、不当に関係人の名誉若しくは生活の平穩を害し、又は捜査若しくは公判に支障を生じさせることのないよう注意しなければならない。

犯罪被害者等に関する情報の保護（公判手続における被害者特定事項の秘匿）〔諮問事項第三の一〕 関係

○ 刑法（昭和二十三年法律第四十五号） （抄）

（強制わいせつ）

第一百七十六条 十三歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第一百七十六条の例による。

2 女子の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、姦淫した者は、前条の例による。

（強姦）

第一百七十七条 暴行又は脅迫を用いて十三歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、三年以上の有期懲役に処する。十三歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

（集団強姦等）

第一百七十八条の二 二人以上の者が現場において共同して第一百七十七条又は前条第二項の罪を犯したときは、四年以上の有期懲役に処する。

（未遂罪）

（準強制わいせつ及び準強姦）  
第一百七十八条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に

第一百七十九条 第一百七十六条から前条までの罪の未遂は、罰する。

(強制わいせつ等致死傷)

第八十一条 第七十六条若しくは第七十八条第一項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 第七十七条若しくは第七十八条第二項の罪又はこれらの罪の未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は五年以上の懲役に処する。

3 第七十八条の二の罪又はその未遂罪を犯し、よつて女子を死傷させた者は、無期又は六年以上の懲役に処する。

(営利目的等略取及び誘拐)

第二百五条 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(人身売買)

第二十六条の二 (略)

2 (略)

3 営利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買ひ受けた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

4・5 (略)

(被略取者引渡し等)

第二十七条 第二十四条、第二十五条又は前三条の罪を犯した者を幫助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、蔵匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

2 (略)

3 営利、わいせつ又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は蔵匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

4 (略)

(未遂罪)

第二百二十八条 第二百二十四条、第二百二十五条、第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第二百二十六条の三まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。

(強盗強姦及び同致死)

第二百四十一条 強盗が女子を強姦したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。よつて女子を死亡させたときは、死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

第二百四十三条 第二百三十五条から第二百三十六條まで及び第二百三十八條から第二百四十一条までの罪の未遂は、罰する。

○ 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号)

(抄)

第三十四条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 五 (略)

六 児童に淫行をさせる行為

七・八 (略)

九 児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもつて、これを自己の支配下に置く行為

二 (略)

第六十条 第三十四条第一項第六号の規定に違反した者は、十年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 第三十四条第一項第一号から第五号まで又は

第七号から第九号までの規定に違反した者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

3 3 6 (略)

○ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十法律第五十二号）（抄）

（児童買春）

第四条 児童買春をした者は、五年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

（児童買春勧誘）

第六条 児童買春の周旋をする目的で、人に児童買春をするように勧誘した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

（児童買春周旋）

第五条 児童買春の周旋をした者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の目的で、人に児童買春をするように勧誘することを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

2 児童買春の周旋をすることを業とした者は、七年以下の懲役及び千万円以下の罰金に処する。

（児童ポルノ提供等）

第七条 児童ポルノを提供した者は、三年以下の

懲役又は三百万円以下の罰金に処する。電気通信回線を通じて第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を提供した者も、同様とする。

2 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

3 前項に規定するもののほか、児童に第二条第三項各号のいずれかに掲げる姿態をとらせ、これを写真、電磁的記録に係る記録媒体その他の物に描写することにより、当該児童に係る児童ポルノを製造した者も、第一項と同様とする。

4 児童ポルノを不特定若しくは多数の者に提供し、又は公然と陳列した者は、五年以下の懲役若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。電気通信回線を通じて第二条第三

項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描写した情報を記録した電磁的記録その他の記録を不特定又は多数の者に提供した者も、同様とする。

5 前項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者も、同項と同様とする。同項に掲げる行為の目的で、同項の電磁的記録を保管した者も、同様とする。

6 第四項に掲げる行為の目的で、児童ポルノを外国に輸入し、又は外国から輸出した日本国民も、同項と同様とする。

(児童買春等目的の人身売買等)

第八条 児童を児童買春における性交等の相手方とさせ又は第二条第三項各号のいずれかに掲げる児童の姿態を描写して児童ポルノを製造する目的で、当該児童を売買した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の目的で、外国に居住する児童で略取さ

れ、誘拐され、又は売買されたものをその居住  
国外に移送した日本国民は、二年以上の有期懲

役に処する。

3 前二項の罪の未遂は、罰する。

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）

（抄）

第二百九十一条 検察官は、まず、起訴状を朗読  
しなければならない。

2 （略）

第二百九十五条 裁判長は、訴訟関係人のする尋  
問又は陳述が既にした尋問若しくは陳述と重複  
するとき、又は事件に関係のない事項にわたる  
ときその他相当でないときは、訴訟関係人の本  
質的な権利を害しない限り、これを制限するこ  
とができる。訴訟関係人の被告人に対する供述  
を求める行為についても同様である。

2 裁判長は、証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人  
を尋問する場合において、証人、鑑定人、通訳

人若しくは翻訳人若しくはこれらの親族の身体  
若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖  
させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれ  
があり、これらの者の住居、勤務先その他その  
通常所在する場所が特定される事項が明らかに  
されたならば証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人  
が十分な供述をすることができないと認めると  
きは、当該事項についての尋問を制限すること  
ができる。ただし、検察官のする尋問を制限す  
ることにより犯罪の証明に重大な支障を生ずる  
おそれがあるとき、又は被告人若しくは弁護人  
のする尋問を制限することにより被告人の防御  
に実質的な不利益を生ずるおそれがあるときは、

この限りでない。

3・4 (略)

第三百五条 検察官、被告人又は弁護人の請求により、証拠書類の取調をするについては、裁判長は、その取調を請求した者にこれを朗読させなければならぬ。但し、裁判長は、自らこれを朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書

記にこれを朗読させることができる。

2 裁判所が職権で証拠書類の取調をするについては、裁判長は、自らその書類を朗読し、又は陪席の裁判官若しくは裁判所書記にこれを朗読させなければならぬ。

3・4 (略)



犯罪被害者等に関する情報の保護（被害者特定事項の秘匿の要請）〔諮問事項第三の二〕 関係

○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号） （抄）

第二百九十九条 検察官、被告人又は弁護人が証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問を請求するについては、あらかじめ、相手方に対し、その氏名及び住居を知る機会を与えなければならぬ。証拠書類又は証拠物の取調を請求するについては、あらかじめ、相手方にこれを閲覧する機会を与えなければならぬ。但し、相手方に異議のないときは、この限りでない。

2 （略）

第二百九十九条の二 検察官又は弁護人は、前条第一項の規定により証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人の氏名及び住居を知る機会を与え又は証拠書類若しくは証拠物を閲覧する機会を与

えるに当たり、証人、鑑定人、通訳人若しくは翻訳人若しくは証拠書類若しくは証拠物にその氏名が記載されている者若しくはこれらの親族の身体若しくは財産に害を加え又はこれらの者を畏怖させ若しくは困惑させる行為がなされるおそれがあると認めるときは、相手方に対し、その旨を告げ、これらの者の住居、勤務先その他その通常所在する場所が特定される事項が、犯罪の証明若しくは犯罪の捜査又は被告人の防御に必要がある場合を除き、関係者（被告人を含む。）に知られないようにすることその他これらの者の安全が脅かされることがないように配慮することを求めることができる。

## 犯罪被害者等が刑事裁判に直接関与することのできる制度〔諮問事項第四〕関係

### ○ 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百一十一号）（抄）

#### 第二百八十二条（略）

- 2 公判廷は、裁判官及び裁判所書記が列席し、且つ検察官が出席してこれを開く。

第二百八十六条 前三条に規定する場合の外、被告人が公判期日に出頭しないときは、開廷することはできない。

第二百八十九条 死刑又は無期若しくは長期三年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件を審理する場合には、弁護人がなければ開廷することはできない。

2・3（略）

第二百九十二条の二 裁判所は、被害者又はその

法定代理人（被害者が死亡した場合においては、

その配偶者、直系の親族又は兄弟姉妹。以下この条において「被害者等」という。）から、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見の陳述の申出があるときは、公判期日において、その意見を陳述させるものとする。

2 前項の規定による意見の陳述の申出は、あらかじめ、検察官にしなければならない。この場合において、検察官は、意見を付して、これを裁判所に通知するものとする。

3 裁判長又は陪席の裁判官は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、当該被害者等に質問することができる。

4 訴訟関係人は、被害者等が意見を陳述した後、その趣旨を明確にするため、裁判長に告げて、

当該被害者等に質問することができる。

5 裁判長は、被害者等の意見の陳述又は訴訟關係人の被害者等に対する質問が既にした陳述若しくは質問と重複するとき、又は事件に關係のない事項にわたるときその他相当でないときは、これを制限することができる。

6 第一百五十七条の二、第一百五十七条の三及び第一百五十七条の四第一項の規定は、第一項の規定による意見の陳述について準用する。

7 裁判所は、審理の状況その他の事情を考慮して、相当でないと認めるときは、意見の陳述に代え意見を記載した書面を提出させ、又は意見の陳述をさせないことができる。

8 前項の規定により書面が提出された場合には、裁判長は、公判期日において、その旨を明らかにしなければならない。この場合において、裁判長は、相当と認めるときは、その書面を朗読し、又はその要旨を告げることができる。

9 第一項の規定による陳述又は第七項の規定による書面は、犯罪事実の認定のための証拠とす

ることができない。

第二百九十三条 証拠調が終了した後、検察官は、事実及び法律の適用について意見を陳述しなければならない。

2 被告人及び弁護人は、意見を陳述することができる。

第三百四条 (略)

2 検察官、被告人又は弁護人は、前項の尋問が終了した後、裁判長に告げて、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人を尋問することができる。この場合において、その証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の取調が、検察官、被告人又は弁護人の請求にかかるものであるときは、請求をした者が、先に尋問する。

3 (略)

第三百十一条 (略)

2 被告人が任意に供述をする場合には、裁判長

は、何時でも必要とする事項につき被告人の供述を求めることができる。

3 陪席の裁判官、検察官、弁護士、共同被告人

又はその弁護士は、裁判長に告げて、前項の供述を求めることができる。